

告示

埼玉県告示第千二百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ東鷲宮

埼玉県久喜市桜田二丁目六番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

埼玉県北埼玉郡宮代町百間四丁目二番二十二号

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

埼玉県北埼玉郡宮代町百間四丁目二番二十二号

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

DCMホームマックス株式会社 代表取締役 石黒靖規

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成二十八年四月十八日外

ニ 届出年月日

平成二十八年九月十三日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課